

国分寺市グリーン購入基本方針

私たちは将来にわたって環境を損なわずに、健康で恵み豊かな環境を享受し、将来世代へ引き継ぐために「環境負荷の少ない持続可能な社会」を構築する必要があります。

市は、その事務事業活動から生じる環境負荷を低減するとともに「国分寺市環境基本計画」（国分寺市環境基本条例(平成 16 年条例第 21 号)第 7 条(環境基本計画等)第 1 項に規定する環境基本計画）や「国分寺市地球温暖化防止行動計画」（地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づき策定された国分寺市地球温暖化防止行動計画(市役所版)）を推進するために、事務事業を実施する上で必要となる物品やサービス及び原材料（以下「製品」という。）などについて、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」の主旨を踏まえ「環境負荷の少ない製品（以下「環境物品等」という。）を優先的に購入する。」というグリーン購入の基本方針を定め、実施します。

1 目 的

市が率先して環境物品等の調達の推進を図り、事務事業活動から生じる環境負荷を低減するとともに、循環型社会の構築を目指し、あわせて職員の環境配慮意識の向上を目的とします。

2 基本的な考え方

製品の調達に当たっては、品質等において、やむを得ない理由がある場合を除き、環境物品等を優先して選択するものとします。また、この方針に基づき、選定された環境物品等においては、それぞれの基準を満たすものを調達することとします。

3 対象とする範囲

国分寺市の全組織とします。

4 環境物品等の調達方針

この方針に基づき、グリーン購入を実施するため「国分寺市グリーン購入ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を作成します。また、このガイドラインは諸状況を把握し、毎年度見直しを行います。

ガイドラインには、次のことを定めます。

- ・特定調達品目：環境物品等のうち、特に重点的に調達を推進する製品
- ・判 断 基 準：特定調達品目について、調達するための判断の基準
- ・配 慮 事 項：判断基準を満たすものを調達するに当たり、さらに配慮することが望ましい事項
- ・調 達 目 標：当該年度における調達の目標値
- ・そ の 他：上記に掲げるもののほか環境物品等の調達に関する事項

5 推進体制

- (1) 各職場は環境物品等を優先的に選択するとともに、特定調達品目については、その判断基準を満たした製品を調達することとします。また、特定調達品目の調達について把握します。
- (2) 職員で組織するグリーン購入ガイドライン検討委員会は、グリーン購入の推進を図るため、全体の実績の把握を行い、ガイドラインの検討を行います。

附則

この基本方針は平成 18 年 10 月 17 日から施行します。

附則

この基本方針は令和5年9月14日から施行します。

附則

この基本方針は令和7年9月19日から施行します。